

入院時の食費・居住費(光熱水費)の改定について

令和8年6月1日より、入院時の食事代、居住費が変更となります。

今般の食材費および光熱水費の高騰の影響等を踏まえ、厚生労働省の診療報酬改定により、療養費の費用(入院時の食事代、居住費)に関する改定がありました。

これに伴い、患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■ 食事代の自己負担額(1食あたり)

一般 (70歳未満)	高齢者 (70歳以上)	改定前	改定後
一般所得者	一般所得者	510円	550円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ 過去12ヶ月の入院日数が 90日以内	240円	270円
	低所得者Ⅱ ※ 過去12ヶ月の入院日数が 90日超	190円	220円
	低所得者Ⅰ	110円	130円

※非課税期間の入院日数が、直近の12ヶ月間で90日を超えており、市役所等で認定を受けた場合

■ 居住費(光熱水費)の自己負担額(1日あたり)

区 分	改定前	改定後
一般の方	370 円	430 円
指定難病の方等	0 円	0円 (据え置き)